

議会運営委員会視察報告書

- 1 調査年月日 令和元年7月1日（月）～ 2日（火）
- 2 調査場所 東京都町田市議会
東京都国立市議会
- 3 実施者 委員長 掛谷 繁
副委員長 土器 豊
委員 尾川直行 守井秀龍
中西裕康 石原和人
副議長 橋本逸夫
随 行 事務局（入江章行 石村享平 楠戸祐介）
- 4 調査事項 議会改革の取り組みについて
予算・決算の審議方法について（町田市議会）
議会基本条例について
市民参加による議会の政策形成について（国立市議会）
- 5 調査の概要 ① 東京都町田市議会
議長を初め議会事務局職員から議会改革の取り組みや予算・決算の審議方法についての説明を受けた
② 東京都国立市議会
議長、広聴委員長を初め議会事務局職員から議会基本条例及び市民参加による議会の政策形成についての説明を受けた

東京都町田市 令和元年7月1日視察

1 市勢のあらまし

町田市は東京都の南端にあり、多摩丘陵の西部から中央部を占める位置に立地し、東西22.3キロメートル、南北13.2キロメートル、面積は71.55平方キロメートルの市である。

1958年2月1日に市制が施行され、東京都で9番目の都市となる。古くから横浜に向かう街道は「絹の道」とも呼ばれ、交通の要衝、商都として栄え、近隣からも多くの人たちが集まり、商圏人口230万人の一大商業都市へと発展した。

2 調査事項（議会改革・予算審議について）

① これまでの取り組みについて

- ・一般質問の質問時間を議員一人当たり40分（答弁を含まない）から1時間（答弁を含む）に改正した（平成15年6月定例会から）

- ・一般質問の開催日数を4日間から5日間にした
(平成24年9月定例会から試行⇒平成25年9月定例会から)
- ・請願者の申し出により委員会において意見陳述を行えることとし、証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を可決した
(費用弁償は1,000円／平成21年9月定例会から)

- ・各常任委員会による市民団等との懇談会を活発化させた

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
団体数	6	6	5	5	5	5	4	4	7

- ・高校生との意見交換会を開催した (平成29年11月11日初開催)
※高校生11名 (町田高校・町田工業高校・町田総合高校) が参加し、議員を交えた3グループに分かれて「町田をどう創る」をテーマにワークショップを開催
- ・新庁舎の本会議場において電子表決を行うことを決定した
※議員席の電子表決ボタンは、**賛成**と**反対**のみとし、**棄権**は設置しないこととした
また、「表決の際、棄権の意思表示をする場合は、自発的に退場 (退室) する」旨の申し合わせあり
- ・市議会・委員会等の傍聴やインターネット中継の告知ポスターをコミュニティバスに掲示した (平成22年9月定例会から)
- ・市議会・委員会等の傍聴告知パンフレットを町内会や自治会に配付した
(平成22年12月定例会から)
- ・委員会提出議案、議員提出議案、市長提出議案、請願、陳情の番号等から、委員会における質疑応答、討論を初め、委員会の審査結果、本会議の審議結果、議案の内容に至るまでいち早く市民に報告するための「議案のカルテ」をホームページに掲載した
(平成23年10月から)
- ・委員会における請願審査に議員間討議を導入した (平成24年12月定例会から)
- ・代表質疑を導入した (平成27年3月定例会から)
- ・決算は、特別委員会ではなく各常任委員会で審査することとした
(平成28年度試行⇒平成29年度決算審査から)
- ・政務活動費に係る領収書をホームページで公開した (平成27年度分から)
- ・タブレットの導入を決定した (平成27年9月定例会試行⇒平成28年12月定例会から)
- ・市議会だよりをJR、私鉄の各駅、郵便局、農協、大学のほか市内18カ所、市外1カ所のスーパーマーケットにも配布することとした (平成28年7月号から)
- ・市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想に基づく基本計画について、その策定、変更または廃止を議会の議決すべき事件とするよう議決事件を拡大した
- ・議員定数を「40人」から「36人」に改正した (平成14年一般選挙から適用)

1 市勢のあらまし

国立市は、北部の立川段丘から、南に向かって青柳段丘、水田地帯の3つに分けられ、面積は8.15平方キロメートル、東西2.3キロメートル、南北3.7キロメートルの市である。

JR国立駅から南へ伸びる大学通りは幅が約44メートルあり、まちのメインストリートである。道の両側のグリーンベルトには、桜といちょうが交互に植えられ、この景色は、新東京百景にも選ばれ、「くにたち」の象徴となっている。

2 調査事項（議会基本条例・市民参加による議会の政策形成について）

① 議会基本条例

ソーシャルインクルージョンに配慮する議会活動を理念とすることを特徴している

※ ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）に基づくまちづくりとは

誰もが当たり前で暮らせるまちをつくる「国立市地域福祉計画」（2011-2016）の基本理念のひとつで、人権問題が社会的排除や社会的孤立から生じている以上、その解決に当たっては標語や精神運動ではなく、仕事、教育、住まい、環境、生活といったあらゆる場面で実体的なことを実現していくこと

(1) 反問権について（第7条第3項）

市長その他執行機関及びその職員の反問は、議員の質問または質疑の趣旨を質し、論点を明確にすることを目的に質問（一般質問、代表質問、緊急質問）または質疑（本会議、委員会議案等審議）において議長または委員長の許可により行っている（事例1件あり）

(2) 議員間討議について（第13条第2項）

委員会では行政計画案の報告を受けるため、付託事件に限り、原則15分以内で委員会において行う（今のところ事例はないが、個人情報等に配慮して休憩中に行うことは多々ある）

(3) 災害時の対応について（第24条）

基本条例に基づく議会災害支援会議設置要綱があり、議会災害支援マニュアルも整備されており、その活動規範は次のとおり

- ・議員は、市民の人命確保を第一に行動するものとする
- ・議長及び副議長を除く議員は、人命の確保の観点から、消防団、自主防災組織、自治会活動等への従事を議会支援会議の参集に優先するものとする
- ・議長及び副議長は、議会支援会議の職務にあたるものとする

(4) 議会基本条例の検証について（第28条）

議長を除く全議員で構成する議会改革特別委員会内に「議会基本条例点検部会」と「議会費検証部会」を設置した

議会基本条例点検部会では16回の部会を開催し、「議会基本条例点検シート」を用いて条文ごとに課題を含む実施状況等について、各会派の意見を整理して意見の定性的・定量的分析を実施した

② 市民参加による議会の政策形成について

(1) 議会報告会及び市民の意見を聴く会又は意見交換会

従前からの報告会に意見交換の時間を増やし、イベントと抱き合わせで意見交換会を開催することとしている

意見交換会は、市議会広聴委員会が担当しており、準備を中心とした行動マニュアルや当日の行動マニュアルまでが整備されている

【むすび】

町田市議会は、議会基本条例を制定せず、外部からの高い評価を得ていることで知られる市議会である。議会改革においては、試行的な取り組みを行い、結果を評価して決定する手順で着実に成果を上げているが、市民意識調査の結果から、市議会への関心度を高めることの難しさも感じた。

様々な取り組みの中で、各常任委員会による市民団体等との懇談会や高校生との意見交換会や議会傍聴者の掘り起こしを目的としたポスターの掲示や広報誌の配布の工夫は、当市議会でも参考とすべきであり、議員の不断の研鑽と継続した改革の重要性を強く感じました。

国立市議会では、住民の議会への期待や信頼に応えるため、議員全員で議会改革を進めている。特に議会改革特別委員会における議会基本条例の検証の取り組みや専門家によるスーパーバイズなど大いに評価したい。

これから基本条例を作成しようとする当市議会においては、まだまだ議論不足は否めないが、大いに参考にすべきと考える。

多くの市議会が採用する反問権や議員間討議も規定することは容易だが、効果的な運用や議論の活性化といった克服すべき課題も共有できたと感じた。災害時の対応は、災害対策本部からの情報を共有することがメインであり、支援会議の実効性が今後の検討課題となろう。

意見交換会については、市のイベントとタイアップすることで市民へのPRに寄与できることは今後の参考とすべきである。